

令和8年度（第1回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和8年6月24日（水）
午後7時00分から午後8時00分
場所 大磯町保健センター2階研修室

<開会>

（町長から委嘱状の交付）

<町長あいさつ>

（町長あいさつ省略）

<自己紹介>

（委員の自己紹介）

（事務局の自己紹介）

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<諮問書の手交>

（町長から会長へ諮問書を手交）

<議事>

（事務局による資料確認、諮問書の読み上げ）

【議 長】

本日の出席委員は8名ですが、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により会議は成立しております（会議の途中で1名出席したので、実際の出席委員は9名）。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は1名です。

【議 長】

傍聴を許可しますので、傍聴人は着席してください。

本日の会議は議題が1件、その他となっています。会議を確実に進行させるために予め時間の目安を決めておきます。議題1は約30分を予定したいと思います。それでは、「議題1 大磯町国民健康保険の現状について」説明を事務局からお願いします。

なお、御質問等は、資料1-1、資料1-2の説明が終わった後に一括でお願いいたします。

<議題1 大磯町国民健康保険の現状について>

【事務局】

まず初めに、今回の資料でお示ししている令和7年度の数値については、見込みの値ですので、予め御承知おきください。それでは、議題1について説明いたします。**資料1-1**を御覧ください。今後の審議にあたり、大磯町国民健康保険の現状について御説明いたします。

2ページを御覧ください。大磯町の各年度末における国民健康保険被保険者数の推移になります。被保険者数は、令和3年度は7,118人、令和7年度は5,777人で、世帯数は、令和3年度4,728世帯、令和7年度は4,061世帯となっており、被保険者数・世帯数ともに減少しています。

3ページを御覧ください。被保険者数の年齢構成になります。令和3年度と令和7年度を比較すると40歳から59歳と60歳から69歳の割合が増加し、70歳から74歳が減少していますが、60歳以上の割合は引き続き半分以上の割合を占めている状況です。

4ページ本日机上配布した資料を御覧ください。区分別保険給付件数の推移になります。区分としては入院、入院外、歯科、調剤となっており、令和3年度以降、各区分において減少傾向にあります。

また、下段の一人当たりの区分別保険給付件数は、令和3年度から令和7年度まで横ばいとなっています。

5ページを御覧ください。区分別医療費総額の推移になります。棒グラフは左から、令和3、令和4、令和5、令和6、令和7年度となっています。

区分としては、入院、入院外、歯科、調剤となっており、入院、入院外が多くを占めており、続いて調剤、歯科となっています。医療費総額は令和7年度に調剤が増加していますが、それ以外は年々減少しています。

6ページを御覧ください。保険給付費総額と一人当たり保険給付費の推移です。

先ほど、被保険者数、医療費総額ともに年々減少していると御説明しましたが、被保険者一人当たりの保険給付費については、増加傾向となっています。

7ページを御覧ください。一人当たり保険給付費と被保険者数です。

令和3年度を100とした場合の一人当たり保険給付費と被保険者数の対比となります。被保険者数は年々減少し、令和7年度では80.3となっている一方で、一人当たり保険給付費は101.5に増加しています。

8ページを御覧ください。国民健康保険税の収納率の推移になります。

現年度、滞納分をあわせた収納率は、令和5年度、令和6年度と比較すると、令和7年度は85.2%で上がっています。現年度においては令和7年度で95.8%となっています。また、滞納分は、22.3%と低い水準となっています。なお、令和7年度における答申の要望事項であります収納率の向上については、引き続き取り組んでまいります。

9ページを御覧ください。国民健康保険特定健康診査になります。国民健康保険特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者の40歳から74歳の被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を行うものです。検査項目は、診察、測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査となっています。令和8年度については、既に5月に対象者へ案内を送付しており、6月から実施しています。

10ページを御覧ください。特定健康診査の受診状況になります。令和3年度以降令和6年度まで増、令和7年度は令和6年度との比較では1.1ポイントの減となっています。特定健康診査についてはスポーツ健康課で担当しておりますが、受診率の向上により県から交付される特別交付金の増額が見込まれ、

また、早期受診によりで医療費の抑制につながるものとなります。受診率の向上の取組などについては、令和8年度のいずれかの国民健康保険運営協議会の際に、スポーツ健康課から委員の皆様に御説明させていただきます予定です。

11 ページを御覧ください。令和7年度の国民健康保険特別会計における収支決算状況の見込みになります。大磯町国民健康保険の収支についてですが、令和7年度は、歳入総額が30億9,727万円で、前年度と比較すると3,627万円の減となります。全収入に占める保険税収入は24.0%で、国・県等から交付される特定財源が65.7%、延滞金などのその他の収入が2.2%、残りが繰入金となり、繰入金は全て法定内繰入金になります。

下段は歳出の状況です。総支出額は29億7,673万円、前年度と比べて9,426万円の減となります。一番左にあるのは総務費で、この国民健康保険運営協議会の経費や職員の人件費・保険税徴収のための経費になります。その右の保険給付費が全体の66.2%を占めています。そして、その右横にあるのが、県への納付金となり、全体の29.5%となっています。

12 ページを御覧ください。国民健康保険財政調整基金の状況です。町では、国民健康保険財政の安定のため、国民健康保険財政調整基金を設置しています。令和5年度の国民健康保険運営協議会において、神奈川県の手引を参考に保険税の急激な変動に対応するために最低保有金額を8千万円に設定しています。また、令和7年度の第4回国民健康保険運営協議会で御審議いただいた、令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の保険税率額を決定する際に、国民健康保険財政調整基金を取り崩し、保険税率額を抑えることとしましたので、令和8年度の残高は、4,400万5,522円となっています。

資料1-1についての説明は以上になります。

続きまして、**資料1-2**を御覧ください。

2ページを御覧ください。大磯町国民健康保険税の構成になります。大磯町の国民健康保険税は、世帯加入者の所得に応じて賦課される所得割、世帯加入者数に応じて賦課される均等割、1世帯ごとに賦課される平等割の組み合わせで、世帯ごとに決定されます。

3ページを御覧ください。令和8年度大磯町国民健康保険税になります。国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳の方だけに賦課される介護納付金分、そして、令和8年度から新設された子ども・子育て支援納付金分で構成されています。令和8年度は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は税率額の改正を行いませんでした。税率等は記載の通りです。

子ども・子育て支援納付金分は、所得割を0.2%、均等割を1,200円としています。※印の子ども・子育て支援納付金分の均等割についてですが、全被保険者に賦課する1,150円と18歳以上に賦課する50円に分かれています。分ける目的は、子ども・子育て支援納付金分が少子化対策に充てるためという制度上、子どもがいる世帯の負担が増えないように18歳未満の被保険者については均等割が課税されますが、10割軽減されるため、その18歳未満の被保険者の均等割分を、18歳以上の被保険者に按分して税額として加算するためです。また、それぞれの区分には賦課限度額が設定されており、医療分が67万円、後期高齢者支援金分が26万円、介護納付金分が17万円、子ども・子育て支援納付金分が3万円となっており、年額の限度額の合計額は113万円となっています。

4ページを御覧ください。国民健康保険税の軽減です。国民健康保険税は、前年の所得に応じて均等割と平等割が軽減される制度があります。世帯全員の総所得によって、7割、5割、2割が軽減されます。

5 ページを御覧ください。未就学児の均等割額の軽減について御説明します。未就学に係る均等割額は、5割軽減されます。また、所得による軽減が適用されている場合は、軽減後の額から5割軽減となります。なお、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が令和8年6月5日に公布され、子育て世帯の負担軽減を図るため、軽減の対象を高校生世代までに拡充することが決まりました。施行は令和9年の4月となります。

6 ページ、7 ページを御覧ください。保険税の賦課モデルとなっています。

6 ページは、世帯構成が、世帯主が70歳で年金収入150万円の場合です。7割軽減判定所得が43万円で、合計所得が40万円で判定所得以下のため7割軽減の対象となっています。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援納付金分がそれぞれ上から、所得割、均等割、医療分のみ平等割で計算した額になっており、合計が一年間の世帯に対する国民健康保険税になります。

まず、医療分について御説明します。

所得割は0円です。

均等割は、26,500円を7割軽減した7,950円になります。

平等割は、21,000円の7割軽減した6,300円になります。

医療給付費分は、均等割、平等割を合わせ、1年間で14,250円になります。

後期高齢者支援金分になります。

所得割は0円です。

均等割は、14,500円を7割軽減した4,350円になります。

後期高齢者支援金分は、所得割、均等割を合わせ、1年間で4,350円になります。

次に、子ども・子育て支援納付金分です。

所得割は0円です。

均等割は、1,200円を7割軽減した360円です。

以上を合計した年税額ですが、恐れ入りますが金額の訂正をお願いいたします。それぞれの区分が100円未満切り捨てとなりますので、一番下の合計金額は切り捨てされた保険税18,800円になります。申し訳ございませんが、合計金額は18,800円に訂正をお願いします。

7 ページは、夫婦で、世帯主に年金収入と給与収入があり、妻は給与収入がある場合のモデルになります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、妻が64歳となり介護納付金分、そして子ども・子育て支援納付金分が賦課されます。

医療給付費分です。所得割は、世帯主の所得、妻の所得に基礎控除43万円を控除した金額に所得割率6.8%を乗じた16万3,880円になります。

均等割は、26,500円の2人分で53,000円になります。

平等割は、21,000円になります。

医療分は、所得割、均等割、平等割を合わせ、1年間で237,880円になります。

後期高齢者支援金分です。所得割は、世帯主の所得、妻の所得に基礎控除43万円の控除した金額に所得割率3.1%を乗じた7万4,710円になります。

均等割は、14,500円の2人分で29,000円になります。

後期高齢者支援金分は、所得割、均等割を合わせ、1年間で103,710円になります。

介護納付金分です。介護納付金分は、64歳の妻が該当になります。

所得割は、妻の所得に基礎控除43万円の控除した金額に所得割率2.6%を乗じた520円になります。

均等割は、13,600 円の 1 人分で 13,600 円になります。

介護納付金分は、所得割、均等割を合わせ、1 年間で 14,120 円になります。

子ども・子育て支援納付金分です。

所得割は、世帯主の所得と妻の所得から基礎控除 43 万円を控除した金額に所得割率 0.2%を乗じた 4,780 円になります。

均等割は、1,200 円の 2 人分で 2,400 円です。

子育て支援納付金分は所得割、均等割を合わせ、1 年間で 7,180 円になります。

以上を合計した年税額ですが、それぞれの区分を 100 円単位に切り捨ててから合計しますので、合計額は 362,700 円に訂正をお願いいたします。合計額は 362,700 円です。申し訳ありませんでした。

8 ページを御覧ください。大磯町国民健康保険税率等の推移となります。令和元年に保険税を改定してから、令和 5 年度まで改定していませんでしたが、令和 6 年度、令和 7 年度に改正を行い、令和 8 年度は子ども・子育て支援納付金分のみ新設をしています。

9 ページを御覧ください。今後の国民健康保険税見直しの流れになります。まず、町が被保険者数の推計、保険給付費の推計を行い、県によって事業費納付金や標準保険料率等、保険税算定の基礎となる数値が提示されます。その後、町で県・国からの交付金等の算定や、国民健康保険事業について検討を行い、最終的に保険税必要額を算定します。一方、国民健康保険運営協議会は、今回を含め年度内に 5 回開催することになります。次回以降、町から来年度の保険税を検討するために、様々な資料をお示しし、御説明させていただきます。第 4 回において、保険税額・率についての方向性を検討・決定し、町に対し答申をしていただきます。町は答申に基づき、最終的に保険税率・額を決定することとなります。第 5 回では、最終的な決定等を御報告させていただきます。**資料 1-2**についての説明は以上になります。

【議 長】

ただいま、事務局より説明がありましたが、質問等ある方はいらっしゃいますか。挙手にて、指名後、御発言願います。

【委 員】

(質問無し)

【議 長】

私から 1 つ、今回から資料がカラーになっていて見やすかったので、今後もカラーにしていけると助かります。

本協議会では、諮問書にある通り、国民健康保険税の見直しについて協議することとなっています。今後の本協議会の予定について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の国民健康保険運営協議会について御説明いたします。参考資料 1 の 4 ページを御覧ください。主な審議内容については、資料の通りとなりますが、例年ですと、11 月上旬に神奈川県から事業費納付金の試算結果等が示されますので、第 3 回協議会で、具体的な税率等について御協議いただくこととなります。第 4 回協議会にて、税率の妥当性について判断いただき、答申となります。

なお、保険税率等を改定する場合には、3月議会で条例改正となります。

【議 長】

わかりました。では、他に質問のある方は挙手をお願いします。他に質問はありますか。

【委 員】

(質問無し)

【議 長】

他に、御意見はありませんか。

質問が無いようですので、議題1については、これで終了となります。

続いて、議題2その他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、これで議事を終了とし、進行を事務局へ戻します。

【事務局】

御審議をいただき、ありがとうございました。本日の議事録については、事務局で作成し、後日郵送させていただきますので、内容を御確認いただきたいと思います。それでは、本日の会議はこれで終了です。皆様どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和8年度第1回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1-1 大磯町国民健康保険の現状について
- ・資料1-2 国民健康保険税の算定について
- ・参考資料1 大磯町国民健康保険運営協議会について